

平成 31 年度
年 度 計 画

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 31 年度年度計画

第 1 年度計画の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 目指すべき教育の方向

(ア) 学部（専攻科含む）

- ① 教養科目について、引き続き、学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや教員による評価を行い、必要に応じて授業内容や展開方法を工夫する。
また、学生の授業評価アンケートを実施し、その評価から教育の振り返りを行う。
- ② 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目の授業の初めに、教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。
- ③ eラーニングを用いたアクティブ・ラーニングを一部の科目で導入しながら、その推進方法について検討を行い、新たなeラーニング用教材の開発を促進する。また、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの研修や情報交換を行う。
能動的学修推進会議において、平成 30 年度に整備を行ったアクティブ・ラーニングのための施設・設備の状況やアクティブ・ラーニングの進捗状況について検証し、今後の推進方策について検討していく。
- ④ 看護学科では、技術教育ワーキングを中心とした学生による技術到達度自己点検の促進を継続するとともに、改正カリキュラムの施行に向け、学科FD活動によって技術系新設科目の教授内容・方法を検討し、看護学各領域の協働体制を整える。
臨床検査学科では、引き続きシミュレーション教育による学内実習を充実し、臨床現場での応用が可能な技術修得をめざす。
- ⑤ 臨床現場で活躍する専門家や患者・家族当事者の協力を得て、実践の場に即した専門的知識・技術教育の充実を図る。
- ⑥ 台湾高雄医学大学における短期海外研修を継続的に実施するとともに、短期海外研修参加者による情報共有のための報告会を行う。
短期海外研修先である高雄医学大学の学生を受け入れについて検討するなど、国際交流の推進を図る。

(イ) 大学院

- ① カリキュラム改正プロジェクトチームを中心に、現教育課程の課題を整理し、平成 31 年度末までに改正カリキュラム案を作成する。（2020 年度／国への変更申請、2021 年度／改正カリキュラム開始）

- ② 「保健医療学概論」「保健医療チーム特論」「地域保健医療学特論」における他職種及び同職種間理解の強化と連携・協働の学習機会を継続する。
- ③ 少人数教育の特性を活かし、ゼミナール形式の授業展開等で教員と学生が双方向性のディスカッションを行う機会や研究計画発表会や中間発表会等、多様で複数の参加者がいる下での発表や質疑応答を受ける機会、レポート作成、文献の精読等により論理的思考力強化の機会を増やす。
- ④ 大学院教員資格審査の上、学内から大学院担当教員を増やし、複数教員による教育体制を充実させていく。また、より強化したい分野や最新の知見等については学外講師を招き特別講演等を企画する。
- ⑤ 研究指導教員が中心となって指導を進め、段階的に研究力の向上を図るとともに、研究アドバイザー（客員教授）の支援を積極的に受ける。
- ⑥ 細胞検査士資格（学会認定）の取得希望者に対して、教育課程外のプログラムを設定し、資格取得を支援する方向で、実務研修及び実習の協力施設の確保、資格試験対策など学修支援体制を構築する。

（２）教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 現状のカリキュラムの問題点、改善点について継続的に調査し、引き続き課題を抽出する。
- ② 自己点検評価等で明らかになったカリキュラムの問題点、課題や教育改善のための方策に関して、両学科や関係する委員会を中心に協議し、改善を進めるとともにカリキュラム改正を行う。
- ③ 学部（看護学科）のカリキュラム改正については、改正案がまとまったことから、国への変更申請手続き等を進める。
また、現行カリキュラム評価を継続するとともに、教務委員会・FD委員会と協働して科目間連携や教育内容の調整を行う。
- ④ シラバス等にかリキュラムポリシーを明記するほか、ガイダンス等を通じてカリキュラム編成の意義や意図を説明し、学生への一層の周知を図る。
- ⑤ 細胞検査士資格（学会認定）の取得希望者に対して、教育課程外のプログラムを設定し、資格取得を支援する方向で、具体的なプログラムについて検討を進める。

（３）教育方法の改善

ア 授業方法の改善・工夫

（ア）学部（専攻科含む）

- ① 医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。
- ② 共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同による授業を開講しており、これらを継続して実施・評価するとともに、必要

に応じて改善を検討する。

- ③ 看護学科では、看護学実習連絡会議を開催し、実習指導上の課題や実習指導のあり方について認識を共有するとともに、本学のカリキュラム改正について理解と周知を図る。

臨床検査学科では、臨地実習意見交換会を開催し、臨地実習ごとの協議内容を踏まえて、指導体制を充実させるとともに、実習科目ごとの打合せ会や反省会を通して、臨地実習施設との密接な連携を図る。

- ④ 図書・学術委員会を中心に、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの積極的な導入を図るとともに、研修や情報交換を行い、各教員の新たなeラーニング用教材の開発を促進する。
- ⑤ eラーニングで使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行い、eラーニングの導入を進める。
- ⑥ 大学主催の臨地実習意見交換会（年1回）を開催し、臨地実習ごとの協議内容を踏まえて、指導体制を充実させるとともに、実習科目ごとの打合せ会や反省会を通して、臨地実習施設との密接な連携を図る。
- ⑦ シラバスの新様式について学生に周知し、開講科目と関連する科目の学習の促進を図るとともに、学位授与方針と開講科目との関係についての理解を深める。

(イ) 大学院

- ① 研究の進捗状況に応じて、研究計画発表会や研究中間発表会、最終論文発表会を領域・専攻を超えて開催する。
- ② 教育課程は変更せず、共通教育科目として看護学専攻と医療技術科学専攻の学生と一緒に履修する科目を開講する。
- ③ 研究倫理のeラーニング学修は引き続き義務付ける。自宅から文献検索ができる仕組みが導入できたので積極的活用を勧める。
- ④ カリキュラム改正プロジェクトチームを中心に、現教育課程の課題を整理し、平成31年度末までに改正カリキュラム案を作成する。(2020年度/国への変更申請、2021年度/改正カリキュラム開始)
- ⑤ 教育力獲得のひとつの機会とするため、職を持たない学生には引き続きTA制度を適用する。

イ 教員の教育能力の向上

- ① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して、FD研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。
学内における新任教員研修を実施するとともに、教員を対象としたSPOD研修プログラム等への参加を推奨する。
- ② 授業の質的向上を図るため、教員相互評価のための授業公開制度を引き続き実施する。

また、学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促すとともに、教員の教育能力向上のためSPOD研修プログラム等への教員の積極的な参加を促す。

- ③ 少人数科目については、学生との双方向の話し合いにより授業の質の向上につなげるとともに、新たに教員自身の自己評価方法を検討する。

(4) 教育成績評価システムの充実

- ① 学位授与方針(ディプロマポリシー)を明確化し、シラバスに明記するほか、ガイダンス等において周知を図る。
- ② 成績評価基準、方法についてはシラバスに明記する他、新年度ガイダンスや各授業の初回において説明し、周知を図る。また、ルーブリック評価活用の範囲を拡大するなど、客観評価の工夫を行う。
- ③ 実習や授業科目では各到達度評価表を用いた評価を継続するとともに、客観的評価法であるPROG* (Progress Report on Generic skills)を経年的に活用し、教育目標及び学位授与方針(ディプロマポリシー)の達成度を評価する。
*社会に求められる汎用的な能力・態度・志向(ジェネリックスキル)を評価する質問紙調査法
- ④ 自己教育力の評価にPROGを活用し、強化に向けた方策を検討する。看護学科においては、ポートフォリオの活用を継続し、その有効性を検討する。
- ⑤ 引き続き、連絡が途絶えず交流が続けられるよう名簿を管理し、大学院の活動についてメールやHP、広報誌等で積極的に情報発信していく。

(5) 教育・学修環境の整備・充実

- ① 別館を含め講義室、演習室の設備・備品の見直しや整備を行うとともに、自習スペースの拡充を検討する。
- ② 能動的学修推進会議において、平成30年度に整備を行ったアクティブ・ラーニングのための施設・設備の状況やアクティブ・ラーニングの進捗状況について検証し、今後の推進方策について検討していく。
- ③ 非常勤講師も含め教員及び司書が蔵書構成のバランスを考慮して選書を行う。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、引き続きブックハンティングやリクエストの促進など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。発刊後年数を経た図書に関して見直しを行い、新版図書との差し替えを行う。
- ④ 平日夜間の利用時間延長、土曜日開館時間延長や日曜・祝祭日の図書館利用の必要性および可能性について引き続き調査・検討を行う。
- ⑤ 学生を対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。新任教員に対してはより高度な文献検索システムを含めた電子ジャーナル検索・ダウン

ロードについての講習を行い、積極的な活用を促す。

また、利用状況に応じた学術情報検索・電子ジャーナルの見直しを行うとともに、電子ブックについては引き続き調査・検討を行う。

- ⑥ ラーニング・commonsの利用普及を図るとともに、利用状況等を検討し、さらにアクティブ・ラーニングを推進するため、必要な設備・環境整備について検討する。図書館職員の能力向上のための方策について引き続き検討する。

(6) 学生の受け入れ

- ① 入学試験について、適切な入試方法を選択し、公正に運営する。
- ② 大学入学者選抜の制度改革に対応する新しい入試方針に則り、「学力の3要素」を踏まえ、本学のアドミッションポリシーに基づいた入試が適切に実施できるよう、調査書の活用方法や大学入学共通テストにおける記述式問題の活用方法についての検討を行うほか、志願者の動向や入学後の状況について引き続き分析する。
- ③ オープンキャンパスは、優秀な学生確保のための重要な行事であることから、年間の開催予定を早く広報し、参加者の増加を図るとともに、多くの教員・学生の参加を得て、全学的に取り組む。

また、高校の進路指導担当教員への大学説明会や高校訪問、出張講義、進学説明会、高校内ガイダンスへの参加等について、これまでの実績を踏まえて、より効果的な内容となるよう検討する。

- ④ 病院訪問、大学院説明会及びホームページの充実等の広報活動を通じて、広く関係団体や医療機関の理解促進を図るとともに、大学院の教育内容及び特色を浸透させる。ホームページについても、大学院の特色やその意義などについて理解しやすいように紹介していく。

2 学生支援

(1) 学修支援

- ① ガイダンスや掲示等で、全教員のオフィスアワーの日時及び学修相談の申し込み方法等に関する情報を周知するとともに、ホームページの学生専用ページに掲載する。各教員からも種々の機会を通じて学生に学修相談の積極的な活用を促すとともに、学生専用ページへの定期的なアクセスを促し、学生が学修に関する助言を受けやすい環境整備を進める。
- ② 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容の充実を図るとともに、履修指導が必要な学生に対しては、クラス顧問が個別に指導にあたる。「学生生活の手引き」を更新し、学生へ配布するとともに、学生専用ホームページに掲載する。

また、引き続き保護者へ成績の提供を行い（年2回以上）、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。

- ③ 台湾高雄医学大学における短期海外研修を継続的に実施するとともに、短期海外研修参加者による情報共有のための報告会を行う。

短期海外研修先である高雄医学大学の学生の受け入れについて検討するなど、国際交流の推進を図る。

- ④ 国際交流委員会と学生委員会が共同で、学生の海外渡航や国外留学等に関する支援の在り方等、海外渡航の安全確保に努める。また、海外渡航危機管理セミナーを行い、学生の安全意識の向上を図る。
- ⑤ 現行の研究費適用の申し合わせの適正運用、奨学金等の経済的支援に関する情報提供、WEB会議システムの活用を引き続き行う。また、仕事と学業の両立に関わる情報提供を丁寧に行っていくとともに、学生アンケートの結果及び普段からの大学院生とのコミュニケーションにより学修・研究環境についての要望を確認し対応していく。

(2) 生活支援

- ① 学生の心身の健康管理体制の強化を図るため、定期健康診断を実施するとともに、学生の健康に関わる情報について、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を引き続き実施する。

感染防止マニュアルの情報は適宜更新を行い、実習および日常生活における学生の感染予防に努める。

学生生活に関する相談体制を拡充するため、学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生の利便性に合わせて調整する。

年度当初のガイダンスにおいて、学生相談及び相談予約方法の説明を行うとともに、ホームページ上でも案内を行う。学外カウンセラーによる講演等やメッセージの掲示にも取り組み、学生相談に関する情報の発信に務める。

- ② 学生の学生生活における安全面の支援体制を充実するため、引き続き交通安全教室および犯罪防止教室の講習会を年1回以上開催する。特に交通安全に関しては、新入生のバイク通学者の他、前年度のバイク等の事故経験者や実習前の学生を対象に、交通安全教室への参加をさらに徹底する。

ハラスメント防止対策では、犯罪被害防止教室(年1回以上開催)を通じて、被害を訴える方法および対応を引き続き学生に周知徹底する。

その他、地元警察署等と大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報の収集および交換を引き続き行い、学生指導に活用する。

- ③ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を積極的に入手し、学生・保護者に案内するほか、学生がアクセスしやすい情報提供を図る。臨床検査学科では、医療機関等が提供する奨学金の取り扱い今までなかったが、学生がインターンシップに行ったことがきっかけで検査会社から奨学金を得ているケースもあったことから、今後さらに情報収集を行う。

- ④ 自治会やサークル自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、新たなサークルの発足などにも適切な助言のほか、従来のサークルにも継続的な活動を行えるように助言を行う。また、優れた活動に対しては表彰を実施する。施設利用については土曜日の利用を引き続き支援する。

(3) 就職・進学支援

- ① 学生および教職員から、ホームページの就活支援ページの活用状況の評価を得て、一層の充実と活用を図る。また、進路セミナーの充実やキャリア支援について取り組む。
- ② 県内就職率の向上を図るため、引き続き、就活支援ページも活用し、愛媛県、県内高校及び関係医療機関などと密接に連携し、本学や県内医療機関の魅力の紹介に努める。また、アンケートにより、学生の就職を選択するに至る要因分析をさらに進めていく。

(4) 卒後支援

- ① 教員個々による卒業生・修了生に対する支援を継続できる体制を各学科を中心に整備する。
ホームページに教員の研究活動を掲載し、ホームカミングディ時に研究に関する相談会を開催し、卒業生への研究支援を実施する。
- ② 各学科の組織を通して、卒業生・修了生に対する教員個別の支援状況の実態を把握すると共に、卒業生・修了生からの要望に対応するための体制についての意見を聴取する。
収集した意見や要望に基づき、卒業生・修了生への支援体制を検討し、対応可能な課題から対応策を検討する。
- ③ 大学へ既卒者を含む求人との連絡があれば、木蓮会と協力して、ホームページの活用などを通して、積極的に情報発信していく。
平成30年度より、卒業・修了後にも活用できるSTUメールが整備されたことから、このアドレスを活用した卒業生・修了生の要望把握の方法などについて検討する。
関係機関・職能団体等と連携して、具体的なUターン、再就職支援の方法について検討する。
- ④ 引き続き、大学院修了生の状況や要望の把握に努める。また、研究結果の公表に向けた支援を継続するとともに、修士論文発表会や研究計画発表会、公開で行われる講演や研修会等可能な限り学修の機会を案内する。

3 研究

(1) 研究水準の向上

- ① 国際的な学術交流等に対し、旅費など経費の一部を支援する。また、講座研

究費の有効活用により、国際学会での発表や学術交流を積極的に行う。

- ② 学科セミナーを定期的で開催して教員の研究成果を発表することによって他者評価を受ける機会を確保し、研究の質の向上を図る。
- ③ 引き続き科学研究費補助金獲得支援となる研修会を全教職員を対象に開催する。

(2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 教育研究助成費を活用した学内研究を積極的に募集し、有望な学際的研究活動を選考のうえ支援する。
- ② 科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催するとともに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的に実施する。
- ③ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援するほか、研究アドバイザー（客員教授）の活用による研究の活性化、質の向上を図る。
- ④ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、計画的に整備を行い、その充実を図る。
- ⑤ 平成30年度の活動を継続し、今治市及び愛媛県と協働して「地域包括ケア人材育成支援事業」を実施する。主な内容は、「一次・二次予防レベルの体制整備」のための会議の継続、「自立支援プログラムの開発」のための研究的取り組み、「重症化防止人材育成事業」の研修継続及びその評価である。
- ⑥ 本学における研究倫理教育方針の全体像を作成し周知する。また、新規採用教員にはeラーニング教材による研究倫理の受講を義務付けるとともに、全教職員を対象に研究倫理に関する研修セミナーを開催する。さらに、研究倫理委員会は、研究活動における倫理審査の適正かつ迅速な審議に努める。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 高校訪問や進学説明会出席の際に、大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。
県内の看護師・臨床検査技師を対象とした「実践セミナー」を引き続き実施する。また「えひめ高校生生体機能研究プログラム」は多くの応募に応えるため2回実施することとし、実習後に成果発表会を行う。
- ② ホームページ上の教員の専門性や共同研究成果の掲載内容を定期的に更新し、医療機関や民間団体への情報提供ができる体制を整える。

4 社会貢献

(1) 地域貢献活動の推進

- ① 地域交流センター会議、運営委員会を中心に事業の企画、運営体制の充実を図る。活動前に教授会、学科会等で事業内容の説明を行い理解を得て、参加協

力を呼びかけるなど、全学的な協力体制を整え、事業を推進する。

- ② 平成 30 年度に実施した研修会の結果をふまえ、県内の専門職、各種団体、行政のニーズに合った研修会や共同研究を計画し、ネットワークの強化を図る。
- ③ 今治市及び愛媛県と協働して「地域包括ケア人材育成支援事業」を実施する。主な内容は、「一次・二次予防レベルの体制整備」のための会議の継続、「自立支援プログラムの開発」のための研究的取組み、「重症化防止人材育成事業」の研修継続及びその評価である。
- ④ 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研修を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応えて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ⑤ 地域交流センターの事業報告書等の PDF ファイル作成とホームページへのアップロードは鋭意継続していく。また、作成した PDF ファイルのセキュリティオプションをどのようにしていくかを検討していく。

引き続き、研究紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、機関リポジトリに掲載し本学の研究内容を広く情報発信する。
- ⑥ 学校や地域と連携し、子育て支援事業や思春期保健事業を実施する。卒業生の潜在助産師登録調査を開始するほか、愛媛県内の市町の母子保健活動における切れ目のない子育て支援のための調査研究を実施し、助産師活用の可能性を検討する。

(2) 地域住民への貢献

- ① 臨床検査技師セミナーはシリーズ化して開催する。

ブックメディカルトークは医療関係の道を目指す高校生が、普段接する機会の少ない情報に触れ、明確な目的意識を持って自己実現を目指すことにつながる事業であるので、県立図書館より依頼があれば継続し実施していく。
- ② 実施する事業内容に応じて、対象となる教育機関、または、医療機関等に郵送およびホームページで積極的に広報する。地域住民や卒業生等への広報活動を積極的に行い、地域住民や卒業生が関心を持って参加できるよう工夫する。
- ③ ボランティア系サークル等に積極的にボランティア募集の情報提供を行うとともに、ホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。

ボランティア系の学生サークルを中心とした地域貢献活動の機会を活用して、学生ボランティア活動依頼がある場合は、地域交流センターと学生委員会が情報共有を行い、学生と住民との交流が図れるよう支援する。

さらに、地域住民が主体となり学生との交流を行う「ウエルカムパーティー」等の開催を支援していく。
- ④ 地域住民の学習や健康づくりのため、利用者のニーズに合わせた学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。

また、地域住民の平日夜間、土曜日の図書館利用を継続し、より多くの地域住民に利用してもらうよう広報活動を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善

(1) 理事長を中心とする機動的な運営

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会等法人組織や教授会等との連携・協働体制を維持し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。
- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長などが主体的かつ機動的に業務執行を行う。また、各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ③ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ④ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケートを実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。後援会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生から寄せられる意見を検討し、大学運営に反映する。
「ウエルカムパーティ」や学生祭での地域交流企画を継続して開催し、地域住民と学生・保護者、教職員との交流を深める。

2 教育研究組織

(1) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

3 人事の適正化

(1) 人事制度の弾力的な運用

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、非常勤講師の早期確保を含め運営に必要な教員の確保を図る。

- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。
- ③ プロパー職員に各種研修を積極的に受講させ、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。
- ④ 特定プロジェクトの推進、教員・学生の研究活動の活性化のため、客員教授を任命し、地域包括ケアシステム人材育成等支援事業や研究指導に当たってもらうとともに、臨床教授との連携により実習体制の充実を図る。
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、本学における具体化を引き続き検討する。
- ⑤ SPODや学会等外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において意見交換を行う。
- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

(2) 適正な業績評価の推進

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、平成30年度に見直した評価制度に基づき適正な評価を実施する。また、教員の意見を聞きながら、より公正・適正な評価制度について引き続き検討する。
- ② 教員業績評価委員会において、引き続き評価項目や基準の妥当性について検討し、必要に応じて改正を行う。
教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。
- ③ プロパー職員の人事評価は、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、処遇等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化

(1) 事務処理の改善

事務分担や事務処理方法を随時見直し、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、経費削減に努める。また、引き続き、決裁手続き等の簡素化・合理化を検討・実施する。

(2) 事務組織の見直し

法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ ホームページ上の教員研究活動や研究内容に関するコンテンツを充実させるとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。
市町、県内企業、試験研究機関や医療機関等に広報誌「砥礪」を配付するとともに、教員の研究内容を紹介する研究目録をホームページで公開する。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
また、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討するほか、有料公開講座を積極的に開催していく。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。
- ③ 「愛媛県立医療技術大学基金」（EPU愛顔基金）の趣旨を様々な機会を通じて、卒業生や関係者に周知し、基金の拡充を図る。

2 経費の効率的、効果的な執行

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。
予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続し、学生定員の増加等に伴う業務量増や土曜日開館に対応し、経費削減に努める。
複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について検討する。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

客員教授、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用

(1) 資産の適正な管理

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。

- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、用途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検評価委員会において、主要課題の内容とその進捗状況を委員で情報共有を図り、中期目標達成に向けて必要に応じて、ワーキンググループなどの設置により推進する。
- (2) 年度計画、財務運営状況、法人運営状況等をホームページで公表し、情報開示を進める。

2 情報公開及び情報発信

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 大学への理解促進とイメージアップを図るため、タイミングをとらえたマスコミへの情報提供等、適切な情報発信を図る。
また、法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などを通じて広く公開するほか、大学の特色等について、ホームページにおいて充実させ、大学の魅力をアピールしていく。
「大学案内」、広報誌「砥礪」は大学の魅力をより効果的にアピールするものとなるよう、引き続き内容を検討していく。
- (3) ホームページの内容について検証を行い、問題点については業者との対応を通じて解消するとともに、学内の情報を逐次発信できるようにする等、充実を図っていく。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や専門的知識を持った日々雇用職員を加えた自主点検を行い、適正な維持管理を行うほか、必要に応じて、有料施設の範囲拡大を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。また、短大開設から30年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいることから、建築基準法に基づく調査・点検を実施し、施設設備の改修計画を策定する。

2 安全管理

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に運営するとともに、ストレスチェックや嘱託医による教職員のメンタルヘルス面での支援を充実する。

また、本学規定等に基づき、毒物及び劇物の確実な保管に努めるとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を着実に処分し、事故等の防止を図る。

② 引き続き「防災対策マニュアル」の見直しと拡充を行うとともに、海外での事件・事故、情報漏えいなど大学の危機管理対応全般について検討する。

また、警察などとの連携により、学生に対する交通安全講習会、防犯教室を開催する。事故や犯罪の防止に努めるとともに、消防署等との連家による防災訓練の充実や災害時用物資の適正な維持管理に努める。

(2) 情報管理体制の整備

学生には講義の中で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の向上を図る。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生に対し、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を全教職員に提示するとともに、改善点があればその対応策を全教職員で協議するなどの対応を図る。

学生相談室の運営について、これまでと同様に随時相談を受け付けるとともに、更なる相談体制の充実について検討する。

教職員を対象としたハラスメント防止研修会を開催し、教職員のハラスメントに対する意識の向上を引き続き進める。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成31年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	620
自己収入	283
入学金及び授業料等収入	270
雑収入	13
受託研究等収入	4
目的積立金取崩額	12
基金収入	1
計	920
支出	
業務費	810
教育研究費	111
人件費	699
一般管理費	105
受託研究等経費	4
基金（支出）	1
計	920

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成31年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	931
経常費用	931
業務費	801
教育研究経費	99
受託研究等経費	1
寄付金経費	3
役員人件費	40
教員人件費	537
職員人件費	121
一般管理費	105
財務費用	0
雑損	0

減価償却費	25
臨時損失	0
収益の部	919
經常収益	919
運営費交付金	616
授業料収益	226
入学料収益	39
選考料収益	9
受託研究等収益	6
雑益	13
資産見返運営費交付金戻入	9
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	0
純利益	△12
目的積立金取崩額	12
総利益	—

3 資金計画（平成31年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	920
業務活動による支出	901
投資活動による支出	4
財務活動による支出	15
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	920
業務活動による収入	920
運営費交付金による収入	619
授業料及び入学料等による収入	270
受託研究等による収入	6
その他の収入	25
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 出資等による不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分移管する計画

なし

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、大規模改修の推進を要望していく。

第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化」に記載したとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金の使途

前中期目標期間の積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし